

柵原吉井特別養護老人ホーム組合個人情報保護に関する法律施行条例

令和5年4月21日

組合条例第111号

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 柵原吉井特別養護老人ホーム組合の個人情報保護に関する事項については、美咲町個人情報保護に関する法律施行条例（令和5年美咲町条例第1号）を準用する。この場合において、同条例中「町長」を「管理者」に読替えるほか、必要な技術的読替えについては、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

(旧条例の廃止)

2 柵原吉井特別養護老人ホーム組合個人情報保護条例（平成19年組合条例第85号）は、廃止する。